

広島県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第六号

広島県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

広島県立職業能力開発校規則（昭和四十四年広島県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後										改正前									
別表（第二条関係）										別表（第二条関係）									
備考 （略）	能力開発校 の名称	訓練 課程	訓練科		訓練 期間	入校 定員	定員			能力開発校 の名称	訓練 課程	訓練科		訓練 期間	入校 定員	定員			
	広島県立広島 高等技術 専門学校	普通	自動車板金 科		一年		一〇人			広島県立広島 高等技術 専門学校	普通	自動車板金 科		一年		二〇人			
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。